

## 1 2月10日付けの追加指定：検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

## 【2月13日午前0時以降適用開始】

待機なし → 3日間待機 : アルバニア、イラク、インドネシア、ミャンマー  
 3日間待機 → 6日間待機 : ウズベキスタン、エジプト、ネパール、パキスタン

## 【2月11日午前0時以降適用開始】

6日間待機 → 3日間待機 : アンゴラ、エスワティニ、韓国、ケニア、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、  
 タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、米国(テキサス州、ハワイ州、  
 マサチューセッツ州)、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト  
 3日間待機 → 待機なし : ガーナ、カザフスタン、カタール、シエラレオネ、セネガル、チュニジア、  
 ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、マルタ

## 2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

## (1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機措置の対象国・地域(0か国)

なし

## (2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後7日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(14か国・地域)

イタリア、ウズベキスタン、英国、エジプト、オランダ、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、ネパール、ノルウェー、パキスタン、  
 フランス、米国(イリノイ州、カリフォルニア州、ニューヨーク州、フロリダ州)、ポルトガル

## (3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後7日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(69か国・地域)

アイスランド、アイルランド、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルバニア、アンゴラ、イスラエル、イラク、インド全土、インドネシア、  
 エクアドル、エストニア、エスワティニ、オーストラリア全土、オーストリア、カナダ全土、韓国、カンボジア、キプロス、ギリシャ、キルギ  
 ス、クロアチア、ケニア、コロンビア、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、ザンビア、ジョージア、ジンバブエ、スイス、スペイン、スリラ  
 ンカ、スロバキア、スロベニア、タイ、タンザニア、チェコ、チリ、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、パナマ、ハンガリー、バングラデシュ、  
 フィジー、フィリピン、フィンランド、ブラジル(アマゾナス州、サンタカタリーナ州、サンパウロ州、パラナ州、マツグロツドスール州、  
 ミナスジェライス州、リオデジャネイロ州)、仏領レユニオン島、米国全土(上記(2)の州を除く)、ペルー、ベルギー、ボツワナ、  
 ポーランド、マラウイ、ミャンマー、南アフリカ共和国、メキシコ、モザンビーク、モルディブ、モンゴル、ヨルダン、リトアニア、リヒテン  
 シュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、レソト、レバノン、ロシア全土

(計82か国・地域)

※指定国全体の合計数は6日間待機国と3日間待機国において  
 重複があるため、必ずしも上記2つの合計とは一致しない。